

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものを定める件の一部を改正する件新旧対照条文（案）

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものを定める件（平成十七年八月三十一日農林水産省告示第千三百四十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十一条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを次のように定める。

名称	あま とうもろこし	原産国名	カナダ アメリカ合衆国
----	--------------	------	----------------

改正前

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十一条第一項の規定に基づき、同項第二号に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを次のように定める。

名称	あま とうもろこし	原産国名	アメリカ合衆国
----	--------------	------	---------